

福井県立歴史博物館自動販売機設置事業者募集概要

1 公募物件

自動販売機の設置に係る県有財産の貸付

2 貸付物件

物件 番号	地域 要件	所在地	施設名	設置場所	設置台数	貸付面積
1	－	福井市大宮2丁目 19-15	福井県立歴史博物館	幾久公園 テニスコート横	1	1.3 m ² (幅 1.3m × 奥行 1m)
2	－	福井市大宮2丁目 19-15	福井県立歴史博物館	幾久公園 テニスコート横	1	1.3 m ² (幅 1.3m × 奥行 1m)
3	－	福井市大宮2丁目 19-15	福井県立歴史博物館	幾久公園 テニスコート横	1	1.3 m ² (幅 1.3m × 奥行 1m)

※貸付面積には空き容器回収箱の設置面積を含みます。

3 応募資格要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第 167 条の4第2項の規定に該当しない者(第2項各号のいずれかに該当した者であって、その事実があった後2年を経過した者を含む。)であること。
- (3) 県税の滞納がないこと。
- (4) 法人にあっては福井県内に事業所を置いていること。個人にあっては福井県内で事業を営んでいること。
- (5) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、その許認可等を受けていること。
- (6) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定による破産手続開始の申立てが行われているものでないこと。
- (7) 公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体または公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

4 応募条件(事業者の地域要件)

本店の所在地が福井県内にある法人または福井県内で事業を営んでいる個人。

5 募集要項・契約条項等を配布する場所および日時

- (1) 場所 福井県立歴史博物館 利用サービス室(福井市大宮2丁目 19-15)
- (2) 日時 令和7年1月27日(月)から令和7年3月6日(木)まで(9時~12時、13時~17時)

6 応募申込書の提出方法

持参または郵送による

7 応募申込書の受付場所および日時

- ① 持参の場合 場 所 福井県立歴史博物館 利用サービス室
日 時 令和7年2月21日(金)から令和7年3月6日(木)まで(9時~12時、13時~17時)
- ② 郵送の場合 送付先 〒910-0016 福井市大宮2丁目 19-15 福井県立歴史博物館 利用サービス室
日 時 令和7年2月21日(金)から令和7年3月6日(木)17時まで必着
※簡易書留または書留により送付してください。

8 契約書の作成の要否

要

9 その他

- ・貸付の詳細については配布する福井県立歴史博物館自動販売機設置事業者募集要項をはじめ公募関係書類を十分確認のうえ、応募してください。
- ・貸付契約額は、応募申込書に記載された額に消費税等(※)相当額を加算した額とするので、応募者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税相当額を減算して得た金額を応募金額(総額)欄に記載してください。 ※消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税および地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税
- ・設置事業者の責に帰すべき理由または設置事業者の都合により契約解除した場合は、契約総額の100分の10に相当する額を違約金として徴収しますのでご注意ください。

10 問い合わせ先

福井県立歴史博物館 利用サービス室(福井市大宮2丁目 19-15 電話 0776-22-4675)